

東日本大震災で被災された方へ

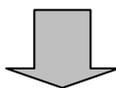
～川崎市営住宅の申込資格の特例について～

1 川崎市営住宅の申込資格の特例について

福島復興再生特別措置法に定める公営住宅の入居者資格の特例が適用される方については、次のとおり川崎市営住宅の申込資格が緩和されています。

<通常の川崎市営住宅の申込資格>

- 申込者が川崎市内に住んでいること（川崎在住要件）
- 同居する親族があること（同居親族要件）
- 住宅に困窮していること（住宅困窮事由）
- 世帯の所得月額（月收入額）が定められた基準内であること（入居収入基準）
 - 普通世帯 158,000円以下
 - 特認世帯 214,000円以下
- 申込者及び同居する親族が暴力団員でないこと



<特例が適用される方の申込資格>

- 住宅に困窮していること
 - 申込者及び同居する親族が暴力団員でないこと
- ※川崎在住要件、同居親族要件及び入居収入基準は適用されません。

2 対象となる方

- 福島復興再生特別措置法に規定する居住制限区域に居住していた方
- ※詳細は下記までお問い合わせください。

3 募集案内

○募集時期

川崎市営住宅の入居者募集は、毎年5月（春）と10月（秋）の2回実施いたしております。

○募集のお知らせ

川崎市営住宅の入居者募集については、通常5月1日号と10月1日号の「市政だより」に掲載します。

問合せ先 川崎市まちづくり局住宅管理課
電話 200-2948